

「環境計量士」の資格登録に必要な条件として「技術士（環境部門）」の追加要望

1. 資格の概要と要望事項

1) 資格の概要

計量法は、「計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与する」ことを目的として設置された。計量法では、計量に関する専門的な知識と技術を有する者に「計量士の国家資格を与え、計量器の検査、その他の計量管理に係る分野の職務を担当させ、計量法の円滑な施行と適正な計量の実施の確保に寄与させること」としている。経済産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録することになっている。

経済産業省令で定める計量士の区分は、次のとおりであり、本提案の対象とする資格は、「環境計量士」である。

①濃度に係る計量士（以下「環境計量士（濃度関係）」という。）

②音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量士（以下「環境計量士（騒音・振動関係）」という。）

③上記以外のものに係る計量士（以下「一般計量士」という。）

一方、環境計量士の登録者数（平成26年度末）については、濃度関係が約9,590名、騒音・振動関係が約2,860名、旧法下の環境計量士（濃度/騒音・振動の区分以前）が約7,000名という数字がある。環境計量証明事業者の登録数（平成28年度）は、約4,900事業者となっており、十分な有資格者の確保ができていない事業所も多い可能性がある。また、旧法下の環境計量士（濃度/騒音・振動の区分以前）の高齢化が進み、今後、新たな環境計量士の確保が不可欠である。

2) 要望事項

環境計量士の登録に必要な条件は、国家試験に合格し、かつ、経済産業省令で定められているいずれかの条件を満たしていることである。後者の条件として、区分に応じた実務経験などのほか、濃度関係では技術士（衛生工学部門）の登録、騒音・振動関係では技術士（応用理学部門（物理及び化学））の登録が認められている。これに、濃度関係及び騒音・振動関係の両区分で、技術士（環境部門）の登録を追加することを要望する。

2. 社会への影響の観点

技術士（環境部門）の高度な技術経験知識を活用した、高度な環境計量技術の社会実装が期待できるとともに、技術士（環境部門）を追加することにより、有資格者の大量リタイア等により生じている環境計量士有資格者不足を補うことができる。

3. 試験実施期間 : 一般社団法人 日本環境測定分析協会

TEL : (03)3878-2811 FAX : (03)3878-2639